

第21号議案

平成25年度芦屋市下水道事業特別会計予算

平成25年度芦屋市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,759,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成25年2月19日提出

芦屋市長 山中 健

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 分担金及び負担金		千円 23,200
	01 負担金	23,200
02 使用料及び手数料		1,162,945
	01 使用料	1,162,500
	02 手数料	445
03 国庫支出金		131,410
	02 国庫補助金	131,410
04 県支出金		10,366
	03 県委託金	10,366
07 繰入金		857,563
	07 繰入金	857,563
08 繰越金		1
	08 繰越金	1
09 諸収入		2,415
	01 預金利子	1
	20 雑入	2,414
10 市債		571,100
	10 市債	571,100
歳 入 合 計		2,759,000

歳 出

款	項	金 額
01 下水道総務費		千円 904,581
	01 下水道管理費	289,018
	02 維持管理費	615,563
02 下水道施設建設費		652,599
	02 下水道施設建設費	652,599
03 公債費		1,199,820
	03 公債費	1,199,820
30 予備費		2,000
	30 予備費	2,000
歳 出 合 計		2,759,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	<p style="text-align: right;">千円</p> 571,100	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、35年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借換えすることができる。